豚流行性下痢対策への支援について

豚流行性下痢（PED）については、平成25年10月に国内で発生が確認された後、全国的な広がりを見せており、九州・沖縄８県で、49,000頭以上の豚が死亡するなど、深刻な状況となっている。

PED は、家畜伝染病予防法において届出伝染病に指定されているが、ほ乳豚が感染した場合の致死率が高く、発生した養豚農家にとって大きな打撃となる。飼養衛生管理基準の遵守や消毒の徹底といった一般的な衛生管理の強化に努めているが、有効な対策手段であるワクチンに対する需要が高まるとともに、消毒に要する経費等の負担が増加している。

一方で、近年の配合飼料価格の高騰等により、養豚農家は厳しい経営状態が続いており、本病の流行が長引いた場合、経営維持が困難となる農家が増加することが懸念される。

このため、九州・山口各県では、緊急に家畜衛生主任者会議を開催し、発生農家の状況や肉豚の出荷先などの情報を共有するとともに、食肉処理場における消毒を徹底するなど連携して対応に当たっているところである。

国においては、本病の早期の沈静化と養豚農家の経営安定を図るため、以下の項目について迅速な対応と支援を行うよう求める。

記

１．疾病の予防・まん延防止に対する対策・支援

(1) 早急に侵入経路等の把握と徹底した原因究明を行うとともに、疾病の侵入防止を強化するために飼養衛生管理基準の見直し等を講じること。

(2) 食肉処理場などが車両消毒を行う際に必要な車両消毒機器や消毒薬の購入を支援する消費・安全対策交付金について、十分な財源確保を図ること。

(3) まん延防止のため、死亡豚の保冷庫の導入や運搬の際に必要な密閉容器等に対する財政支援を講じること。

２．PED ワクチンの安定供給

ワクチンの必要量を把握しつつ、ワクチンが安定的に供給されること。

３．発生農家の経営安定に係る対策の充実

PED の発生により経営が悪化する農家に対し、農林漁業セーフティーネット資金における特例措置の対象とするなどの措置を講じるとともに、十分な融資枠を確保すること。

平成 26 年４月 14 日

九州地方知事会長
大分県知事　広瀬　勝貞